

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東村長 當山 全伸

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 東村 (473031) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 川田地区 (川田集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年11月19日 (第3回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・川田地区は、村役場より東へ1.5キロに位置し、東漁港前に中心集落があり、農地は福地ダム向け村道及びダム循環線及び山間に開墾された農地が広がり、福地川沿いにも小規模な農地が存在する。

・他地区と比較し担い手農家が引き受け可能な農地は耕作が行われているが、村外地主等が所有する遊休農地も点在している。

・新規参入者はいるものの依然として高齢農家も多く、後継者がいない農家もあるため、地域内外から将来の農地受け手の呼び込みが必要である。

・農業用水等の整備は、給水型の農業用水が農道沿いの各所に整備されている。

・将来、中心経営体となる新規就農者及び法人経営等の参入を図り農地の受け手を呼び込む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で栽培されている作物はパインアップル、かぼちゃを主体にその他野菜、ウコン等が栽培されており、それらの栽培を推進し、高付加価値作物も推進していく。また、面的に規模の大きな農地や集約可能な農地は集約化を図っていく。その際、担い手農家の農地が集約されるよう検討し進めていく。

また、地域農業及びコミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者が効率的に営農ができるよう必要な農地の条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 201.2 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 90.3 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 110.9 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内に開墾された比較的規模の大きな農地及び、その周辺農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地域又は森林原野の間、福地川沿いや山間にある小規模な農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等の受け手を中心に集約可能な農地の拡大を進め、担い手農業者への農地集積を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域計画で設定した農地を農地中間管理機構を介して貸し付け、出し手・受け手の農地利用及び経営意向を考慮しながら、段階的に集約化を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地開墾された比較的規模の大きな農地を中心に担い手農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要な基盤整備等を実施していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 村及び村新規就農者育成センター、村農業委員会、県、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の指導や農地をあっせんし、就農相談から定着まで支援できるよう取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内で農作業の効率化を図るためJA北部地区営農振興センター農務部による作業受託等の活用を検討する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|-------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカラスによる被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進・支援する。
- ②土づくりを推進し、有機・減農薬・減肥料農業を段階的に進める。
- ⑦山間に存在する森林原野化した農用地の保全管理に努める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の営農意向を考慮し、出荷場やハウスなど農業用施設の導入を推進する。